

『映画教育』一九五〇年十月号（日本映画教育協会）

学習映画と娯楽映画

— 教育映画の現状と問題 —

矢口 新



教育映画の二つの分野

ここでは中、小学校の生徒児童向けの教育映画を中心として考える。一般に教育映画を問題にするとき、二つに分けて考えられている。一は学習映画であり他は児童生徒向けの一般教養娯楽映画である。

従来は教育映画といえは、主として児童向けの娯楽映画と、広い意味で教育的な映画、即ち文化映画などが考えられていた。

こういう意味の教育映画は、これ迄かなり製作されて来て居り、また学校教育者の側で何等かの組織をもつて、或は十六ミリトキーによる巡回映写の方法により、或は常設館を利用するモーニングショウの方法により、児童生徒に映画をみせる方法を講じている。これももちろん充分ではないが各地に於てかなり普及しているとみてよい。

併し最近、新教育の気運と共に、視覚教育の思潮が普及して来るにつれて教材として学習の中で使用出来るような映画が要望されるに至っている。またそういう意図で最初から教育計画に合せて作った映画も現れるに至った。

学習映画としては、現在は十六ミリトキーが使われている。それは教室で教科書のように使用する。例えば最近小学校の社会科の教材映画として製作された「新聞のはたらき」の様なものはそれである。この映画は文部省社会科学習指導要領補説に例示されている、基底単元「新聞とラヂオ」の如き単元の学習に使用することを目的として最初から計画された。従つて、新聞は多くの人々の知識を豊かにし判断の資料を供給していること、新聞は正しく使用された場合に民主的な生活を促進し得ること、新聞は真実の報道をする

ために努力していること、新聞は報道に要する時間を短縮する為に、最善をつくしていること、等の理解事項を児童自らに読みとらせようとして作られている。従つて、児童にこれらの事を画面から読みとらせるためには、何回も繰返し映写しなければならぬし、またそれを参考にしながら児童は自己自身の問題を考えたり調べたりして行くのである。この様に学習の期間何回も映写され分析されるのが学習映画の特色であろう。

この様な教科書と同様な意味をもったフィルムは現在では極めて少い。従つてまた、そういう映画を使用して学習を進めている学校も現在の所きわめて稀であるといつてよい。併し学習映画を要望する声は次第に高まりつつある。

それは新しい教育の理念と方法が教科書のような観念的知識の教材ばかりでなく視覚によつて動く世界の現実を提出する教材を必要としているからである。

そこで、かくの如き視覚教材としてのフィルムを学校教育の現場に整備し、これを活用するために教育者と映画製作者との両者が協力してその製作と、利用のための体制を整えて行く必要がある。

学習に映画を利用する ための基本的体制

フィルムライブラリーの必要

学習映画はライブラリーを設けて常時使
いうるようにはしておかなくてはならぬ所に
一般の映画と異なつた特色がある。

映画を視覚材料として使用するためには、
フィルムライブラリーを設けて相当量のフ
イルムを備えつけておき、必要な時に使用す
る体制をつくっておくことが必要である。

例えばいま、中小学校の社会科を例にとつ
てみるならば一年間に略々五単元の学習を
するとして九学年では四十五単元である。こ
れらの各単元に一種類の映画を使用すると
しても四十五本のフィルムが必要である。一
本が二巻とすれば約百巻のフィルムとなる。
併し一つの単元に一本のフィルムというの
は最低限であらう。二本とすれば約百本二百
巻以上が必要である。

これは社会科だけでなく、理科、職業、家
庭科等に於ても同様な量が必要であらうし、
その他の教科に於ても少量ではあるうがフ
イルムの必要とされる部面がある。もちろん
フィルムによっては社会科にも職業科にも

使用し得るものがあるであらうが、それにし
ても全ての教科に必要な数材映画を備えつ
けておくとすれば、少くとも二百五十本、五
百巻程度をフィルムライブラリーに備え付
けておく必要があるう。

此の様なライブラリー組織を考えること
は、学習に映画を使用するための基本的な要
件と考えられなければならぬ。

ライブラリーブロック

毎日の学習に於て、児童が教科書を読むと
同じように映画を使用する為の便宜とい
点からいふならば、各学校毎にフィルムライ
ブラリーがある事が理想的である。併し現在
の社会的経済的条件の下では、それは到底望
まれない事でもあり、また考え様によつては
必要の無い事でもある。そこでいくつかの学
校の間にブロックを作つてそのブロック毎
にライブラリーを設ける事にしたらよいと
思われる。

様々な条件から考えて、ブロックの大きさ
は生徒児童概略五千人を以て基準とするこ
とが適当であらう。これは学級数にして百学
級内外である。学校数にすれば、全国平均の
一学校生徒数は約五百人であるから十学校
内外という事になる。併し都会に於て二千人

もの生徒をもつ学校ならば二校乃至三校が
ブロックを作る事になる。学校数が少い事は
連絡の点からは極めて便利である。また農村
の学校では、生徒数が少いから十校以上を以
てブロックをつくる事になるかも知れない
が、これは交通の便宜等から考えて實際上不
可能であるかも知れない。この場合には五千
人より少い数でブロックをつくる必要があ
らう。

経済的条件の点からいへば、ブロックの中
に含まれる生徒児童数が多ければ多い程好
都合である。併し学習に使用する為には五千
人のブロックというのは最大限の単位であ
る。これ以上大きな単位では学習に使用する
事は不可能である。五千人を含むブロックは
学級数にして約百学級であるが、是が仮りに
小学校のみでつくられるとしたら、一学年平
均十六学級をもつという事になる。一本の映
画を十学級以上が交代して使用する事は、学
習に使用するたて前からいってかなり困難
を伴うと考えなければならぬ。もちろん映画
は多人数で使用する事が出来るから、場合に
よつては二学級が合同して使用しても良い
けれども、併し学習のたて前からいってそれ
以上の学級が合同して使用する事は無理で
あらう。

また現在学校によってカリキュラムに多少の差異はあるけれども、概して同じ季節に同様な単元が取られているから大体同期間に同じフィルムが使用される可能性が多い。比の事から考えてブロック内の学級数は出来るだけ少ない方がよい。

出来るならば、小、中学校が共同してブロックをつくり一学年平均八学級位で使用する様になる事が望ましい。

以上の点から考えると、ライブラリーブロックの生徒・児童数五千人というのは学習上の便宜から考えるならば最大限の単位である。併し経済的条件からしては、これ以上単位を小さくする事はもちろん不可能であるばかりでなく場合によっては、二倍の一万人数の生徒数を以てブロックを作って行く事も考えられなければならない。

ライブラリー設置の経済的基礎

現在十六ミリフィルムの購入費は一卷一万三千円程度となっている。これは製作費七千円、プリントフィルム代六千円の合計である。現在教育映画の製作費は平均一卷当り七十万円程度となっているが、此れを百本のプリント販売によって回収するという計算で

このフィルム価格が決定されている。

この数字を基礎として、ライブラリーに備え付けるフィルムの購入費を概算すると六百万円以上が必要となる。これだけの費用を二つの学校が負担する事は不可能であるから、現実的なプランとして児童数五千人をブロックとするライブラリーが考えられるのである。

五千人が六百万円のフィルムの購入費を負担するとすると、一人当り千二百円という事になる。この負担額は恐らく現在は無理であろう、そこで数年にわたる長期計画が考えられる必要がある。また映画製作の側からいっても到底それだけの需要には答えられない現状にある。

仮りに二百五十本、五百巻のライブラリーを五ヶ年計画によって実現するとすると、生徒一人当り一年二百四十円の負担となる。この数字は小学校の児童が年一人当り負担する教科書の平均にほぼ等しい。即ち、現在小学校の教科書費は三年迄は百五十円内外、四年以上は三百円内外で平均二百五十円である。

年二百四十円という額は月割にして出す事にすれば、月二十円の割合であるが、この経費は現在生徒児童が学習映画の費用とし

て負担し得る最大限の額と考えられる。現に東京都世田谷区がこの数字を基礎としライブラリーの整備計画を進めつつあるが、全国で唯一の実例である。

以上は現在のフィルムの価格を基本として計算したのであるが、これは需要者が増加すれば相当低額になるものと考えられる。例えば企業者は現在百本のプリントによって製作費を回収する計画をたてているが、若し二百のライブラリーが設置されて二百本のフィルムの需要があれば、製作費七十万円は二百本で回収される事になるから、一本当り三千五百円の割となり、一卷のフィルム代価は一万円以下になる。この点から考えて全国的な組織によって、フィルムライブラリーを設置する事が望ましい。

更にこの経費負担は五千人のライブラリーブロックを基礎として考えたのであるがこれを一人当りとすれば、生徒一人当り年百二十円、月十円の割となる。最初の段階として、この程度で出発する事も充分考えられる。そしてそれは決して困難な事ではないと思われる。

次に映写機の問題であるが、映写機は現在十五万—二十万円程度である。これは各学校が一台ずつ所有する事が望ましいけれども、

それが不可能なれば五校に一台、三校に一台程度設備する事を出発点とすれば、それ程困難な条件ではないと思われる。

ライブラリー設置の現状と問題

現在ライブラリーの設置状況をみると、主として現場の教育者が中心となつて現在かなりの段階まで進んで来ている。現在必要なことは、文部省をはじめ各地方の教育行政当局の側からの指導と援助があたえられる事である。

この点について現状を問題としてみると、現在の所日常の学習に映画を取り入れている学校は殆んど見られない。時たま機会にめぐまれた時、映画を使用するという学校はかなりあるけれども、それが日常的な状態となるまでに至っていない。それは学校に使用し得る映画が乏しいことも大きな原因であるけれども、根本的には学校が組織をつくってライブラリーを所有するに至っていない事が原因である。

併し、この点については最近社会科教材映画大系の製作実現とともに著しく事情が異なりつつある。例えば長野、新潟、滋賀、熊本、名古屋、東京の目黒、世田谷等の各地は現在

ブロックに分けライブラリー設置の運動を展開している。

長野県は前年度迄は、全県下を十六のブロックに分けて各ブロックに一台の映写機を置き、十六の番組をつくって巡回映写を行つて来た。これに組織されている児童数は約三十万であつてこれを長野県映画教育協会が運営している。今年度は各ブロックに一組の社会科教材映画大系を購入して、次第にフィルムライブラリー組織を整備しようとしている。

新潟県は市郡別にフィルムライブラリーを設けて来ており、従来は主として娯楽映画を巡回する組織であつたが、今年度は社会科教材映画を十組購入して各ライブラリーに備えつけ、これを学習に利用する計画をたてている。

東京都世田谷区に於ては、昨年度中に於て、各学校一台の映写機の備えつけを実現し、今年度は区に二組の教材映画大系を購入して学習に使用する計画をもっている。

その他、進んだ県に於ても大同小異である。これらは結局従来巡回映写方式によつて娯楽映画を児童に見せるという考えから、ライブラリーを数多く設置して学習に映画を利用する方式への切りかえの途次にあるとみ

てよい。

これらの進んだ県がもう一步進むことはさして難事でない。教育の現場には数多くの進歩的教師がいるのであるから、一般的な雰囲気をもう一段高める努力がなされれば相当の所まで進み得るであろう。この点については県の教育行政当局の指導と援助が望まれるのである。事実、長野県の如きは学校全体では十六ミリトーカー映写機を八十台も所有しているが、これは児童生徒五千人に一台の割合となつている。

これを大局的見地から指導して使用させるようにすれば、相当の所まで進み得ると思われる。

以上の様な所まで進歩していない諸県下に於ても、多くは月一回程度の巡回映写か乃至は常設館利用による映画観覧が行われている。そうして学校の間に何等かの組織は存在している。これらの組織を運営している中心的な人々の中には学習映画の利用についても充分自覚している人が多くある。これらの人々に対して地方の教育指導者が援助と指導を与えるならば、相当の所まで進歩し得るものと考えられる。現在全国の小、中学校が所有する映写機の台数は千三百台であつて長野県の如く八十台以上も入っている所

もあるが少い県でも十台—二十台は所有している。これを基礎にして出発するならば必ずしもライブラリーの設置は困難でないと思われる。

視覚教育の意義と役割 についての啓蒙の必要

映画幻燈その他視覚材料を使用することが学習上有利であることは、従来から一般に認められているが、まだこれを教科書と同様な意味のものとして考える所迄考え方が進んでいない。特に映画についてはその娯楽性が強く考えられていて、これを教材として使う考え方に乏しい。

また映画を使用する学習形態が著しい異なったものであつて、映写機を使い暗室で学習するというのが習慣上取り入れにくいという理由も考えられる。

更にまた映画の如きリアルな教材に使用されることになると、これに対して教師が如何なる指導をなすべきかについて様々な問題が生じている。一般に教師は教科書を教授することには熟練しているけれども、社会の生活の現場をみせたり映画幻燈を利用したりして、生徒が自らの力で概念を把握するよ

うに指導することは不得手である。

これらの点から考えて教師に対して、視覚教育の意義役割及びその方法等について基本的且具体的な指導を行うことは現在最も必要と考えられる。教師が映画、幻燈等の視覚教材を自由に使いこなして学習指導を行いたい得るようにならなければならない

娯楽映画の現状と問題

一般的な教養娯楽映画を児童に見せるために現在二つの方法がとられている。一は都市に於て行われる方法で常設館を利用して観覧させる方式である。現在このためには教育映画配給社の特別な番組を編成して映画教室と称して運営している。その他の会社の映画教室番組も少数ながら作られているがこれは殆んど問題にならない。

その他の常設館で上映される一般の映画の中から特に児童向きだと思われるものを適宜選択して見せる方法も行われているが、これは極めて稀である。

これに対して、主として農村地帯に於て行われている方法は十六ミリトーカーによる巡回映写の方式である。これに対しては現在は特別な番組が提供されているわけではな

い。教育映画配給社の映画教室番組も昨年度迄はこの方面には提供しないたてまえをとつて来ている。従つてそれぞれの当事者が適宜に各種の短篇映画を組合せて番組を編成しているという現状である。これらの中には必ずしも児童むきに製作されたものでないものが入っている。

こういう二つの方式によつて児童生徒に映画を見せようとしている団体は全国に凡そ二百を数えることが出来る。その結果児童生徒はどの程度映画を見る機会をもっているかということは現在の所まだ明らかでない。併し昨年中に映画教室番組が七番組提供されたに対して、これに動員された児童生徒は約三百万となつている。これは一本の映画を約四十五万の児童生徒が見ていることであつて、これは中、小学校生徒児童総数の約三%しか当らない。この点からみると児童が娯楽映画にふれる機会は極めて少いことが想像される。

こういう半面、都会の児童が俗悪な映画にふれる機会が多いことを考えると、これらの現状に対して学校教育の関係者は何等かの方法で組織的に教育映画を確保することが必要だと思われる。

児童に教養娯楽映画を提供する方式とし

て理想的なものは十六ミリトーカーによる巡回映写の方式である。常設館利用による方法は都会にのみ可能な方法であつて、農村に於ては不可能である。且常設館利用の方法は一般興行映画の方式によつて教育映画をも律しようとするため、教育のために児童に映画を観覧せしめようとする考え方と衝突することがあり得る。

若し全国の児童生徒が巡回映写方式によつて映画を見ようとするならば、フィルムプリント三百本を必要とする。即ち一本のフィルムは約百回使用出来るとして一回平均五百人（全国平均一学校当り児童生徒数）の児童生徒が観覧するとすれば五万人が一本のフィルムを見ることになる。千五百萬人が見るとすれば、三百本のフィルムが必要である。この十六ミリプリントフィルムによつて巡回するとすれば、その費用負担は次の如くなる。即ち一巻一万三千円の価格として、一番組を八巻で編成すれば約十万円、これを五万人が負担すれば一番組一人当り約二円となる。これが若し全国的な組織として行われればもつと低額となる筈である。

かくの如く、かなり低廉な負担で児童に映画観覧の機会を与えることが出来るのであるから、全国の学校の組織をつくることは早

急に考えられてよいことであろう。

教育映画製作の問題

現在製作業者の間に於ても今回社会科教材映画大系の製作を機として教材映画の製作協同組合を結成して資本、技術等のさまざまな問題を解決しようとしている。

学習映画の使用の体制が進むならば、毎年相当本数のフィルムが要求される事が予想される。即ち年五十本、二巻平均として百巻程度の学習映画が必要であり、ライブラリーの数の増加に従つて数年後には数百本から千本以上の十六ミリプリントが必要となるであろう。

また一般教養娯楽映画が組織的に巡回映写されることになれば、それにも相当数の映画が必要となる。即ち仮りに一番組を月二回巡回するとすれば一番組を二巻のもの二本、四巻のもの一本計八巻で編成するとして年七十五本、二百巻程度の映画が製作されなければならぬ。毎週一回とすればその倍だけ必要なのである。

教育映画の製作については一般の映画製作と異り特別な製作体制が必要である。即ち学習映画の製作についてはやはり教材の製

作という見地が主とならなければならずそのためには教育者、教育学者等を中心とした所の製作機構が特別に考えられなければならない。また一般教養娯楽映画にしても、児童生徒の情操を陶冶し、教育的であるためには大人向けの児童映画の様な製作体制では不可能である。やはり教育者や教育心理学者や、児童文化に深い関心をもつ人々の指導と協力が必要である。

これらの事を考慮して教育映画製作のための企業体をつくりあげることが教育映画需要者側の組織の整備と併せて、我国の視覚教育のための二つの大きな柱となるべきものである。

（国立教育研究所）